

ニセコ町内で「新しくお店を出店したい」「空き店舗を借りたい」「今のお店を拡張したい」「お店の業種を転換したい」方、工事費用等の一部を助成する制度ができました。

【ニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業助成制度】

【趣旨・目的】

- ・事業経営に対して、「チャレンジ・ステップアップ」するための環境整備（機運の醸成）
- ・町内消費拡大による地域経済への利益循環効果
- ・事業者数の増加による産業基盤の安定化と活性化
- ・新規事業所（店舗等）参入による既存事業所への意識高揚など

【概要】

ニセコ町内において、小規模事業所を自ら新設又は継承して、新たに起業する方及び業種の転換又は事業所の拡張など積極的な事業展開を目指す方に対して、その改装工事費等費用の一部を助成します。

＜助成の内容＞

建物の新築、増改築、改装のために要した直接的工事費（器物備品類を除きます。）の3分の1以内（限度額150万円、但し、工事費の合計が60万円を超えること。）

【対象者】

商工会員又は商工会員になることを確約した方で、小規模事業所（おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業所）において、次のいずれかに該当する個人又は団体とします。

- ・自ら事業所を新設して、起業する方
- ・現に営業行為を行っている事業所を継承する方
- ・使用されていない施設を事業所として活用し、新たに起業しようとする方
- ・現に営業行為を行っている方のうち同一事業所において業種の転換を行う方
- ・現に営業行為を行っている方のうち同一事業所においてその施設の拡張（30%以上）を行う方

【対象業種】

- ・風俗営業、政治活動及び宗教活動は対象となりません。

【手続・申請】

- ・商工会による事前審査
 - ・補助金等交付申請
- 助成の対象となる建物での事業を開始する日までに申請をしてください。



【手続きに必要なもの】

- ・事業計画書、収支予算書、建物の所有権登記済証又は賃貸借契約書の写し、建物の改装等に係る工事設計書及び契約書の写し、納税証明書類、商工会が事業計画を認める書類他

【相談・担当窓口】

ニセコ町商工会

電話 44-2214 ファックス 44-1173

電子メールアドレス nsk@rose.plala.or.jp

商工観光課 商工労働係

電話 44-2121（内線212） ファックス 44-3500

電子メールアドレス kankou@town.niseko.lg.jp

